

### 学校感染症による出席停止について

学校保健安全法により、以下の感染症に罹患した場合は、出席停止（公休）の扱いとなります。感染が確認された場合は、登校せずに速やかに学校へ連絡し、出席停止期間を参考に静養してください。回復後は医師記入の「診断・登校許可書（別様式可）」と学生または保護者記入の「公休願」を学生課へ提出してください。

#### 学校感染症において予防すべき感染症と出席停止期間の基準

分類	病名	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルスに限る）、中東呼吸器症候群（MERSコロナウイルスに限る）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎 結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他感染症 [マイコプラズマ感染症（異型肺炎）、流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ウイルス性肝炎（A型肝炎）、溶連菌感染症（伝染性膿痂疹）、その他医師が認めたもの]	

#### インフルエンザ出席停止期間早見表

発症日 0日	出席停止期間（最短）					解熱日による登校日の変動		
	発症後 1日	発症後 2日	発症後 3日	発症後 4日	発症後 5日	発症後 6日	発症後 7日	発症後 8日
発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日			登校可		
発熱		解熱	解熱後1日	解熱後2日		登校可		
発熱			解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可		
発熱				解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可	
発熱					解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可